





測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年12月6日

富山県知事 新 田 八 朗

1 作業種類

公共測量（用地測量）

2 作業期間

令和3年9月1日から令和4年1月28日まで

3 作業地域

富山県 小矢部市 安楽寺 地区

### 公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局富山河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年12月6日

富山県知事 新 田 八 朗

1 作業種類

公共測量（航空レーザ測深）

2 作業期間

令和5年11月10日から令和6年6月28日まで

3 作業地域

高岡市、射水市、小矢部市、南砺市内

### 公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、富山地方法務局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

---

令和5年12月6日

富山県知事 新 田 八 朗

1 作業種類

公共測量（不動産登記法第14条第1項地図作成作業）

2 作業期間

令和5年11月15日から令和6年2月29日まで

3 作業地域

高岡市京町ほか地区

### 公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局富山河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年12月6日

富山県知事 新 田 八 朗

1 作業種類

公共測量（用地測量）

2 作業期間

令和5年2月9日から令和6年1月31日まで

3 作業地域

富山県富山市金山新東から金山新南地先

### 公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局富山河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年12月6日

---

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 作業種類  
公共測量（用地測量）
- 2 作業期間  
令和5年2月16日から令和6年1月31日まで
- 3 作業地域  
富山県富山市金山新南から金山新中地先

### 監査の結果の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定に基づき、令和5年10月に富山県監査委員監査基準に準拠し実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和5年12月6日

富山県監査委員	山 崎	宗 良
富山県監査委員	亀 山	彰
富山県監査委員	田 中	篤 人
富山県監査委員	高 橋	正 樹

### 1 県の機関

#### (1) 監査対象箇所

		監 査 年 月 日
危機管理局	防 災 ・ 危 機 管 理 課	令和5年10月20日
同	消 防 課	令和5年10月20日
経営管理部	税 務 課	令和5年10月18日
同	総 合 県 税 事 務 所	令和5年10月18日
農林水産部	農 林 水 産 企 画 課	令和5年10月4日
同	市 場 戦 略 推 進 課	令和5年10月6日

監査対象箇所		監 査 年 月 日
農林水産部	農 産 食 品 課	令和5年10月6日
同	農 業 経 営 課	令和5年10月10日
同	農 業 技 術 課	令和5年10月20日
同	農 村 整 備 課	令和5年10月6日
同	農 村 振 興 課	令和5年10月11日
同	森 林 政 策 課	令和5年10月4日
同	水 産 漁 港 課	令和5年10月10日
同	農林水産総合技術センター	令和5年10月11日
土 木 部	管 理 課	令和5年10月23日
同	建 設 技 術 企 画 課	令和5年10月25日
同	道 路 課	令和5年10月23日
同	河 川 課	令和5年10月17日
同	砂 防 課	令和5年10月25日
同	港 湾 課	令和5年10月23日
同	都 市 計 画 課	令和5年10月17日
同	建 築 住 宅 課	令和5年10月25日
同	営 繕 課	令和5年10月24日
同	新 川 土 木 セ ン タ ー	令和5年10月20日
同	高 岡 土 木 セ ン タ ー	令和5年10月16日
同	砺 波 土 木 セ ン タ ー	令和5年10月2日
同	利 賀 川 ダ ム 管 理 事 務 所	令和5年10月2日
同	子 撫 川 統 合 ダ ム 管 理 事 務 所	令和5年10月16日
同	富 山 新 港 管 理 局	令和5年10月4日

## (2) 監査対象年度

令和3年度及び令和4年度

### (3) 監査結果

財務に関連する事務事業の執行等が適正かつ効率的に行われているか等について、監査対象所属から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監査したところ、大方の監査対象箇所において、おおむね適正に行われていると認められたが、一部において次のとおり留意改善すべき事項があったので、今後、一層適正な執行に努められたい。

#### <<注意事項>>

- ア 歳入調定に遅延しているものがあつた。(2件)
- イ 歳入調定金額に誤りがあつた。
- ウ 収入科目を誤っているものがあつた。(3件)
- エ 交付金の返納事務に不適正なものがあつた。
- オ 過年度支出が生じた。
- カ 支払が遅延しているものがあつた。(4件)
- キ 予定価格調書のないものがあつた。
- ク 契約締結方法等が適正でないものがあつた。
- ケ 契約条項違反があつた。
- コ 事業報告書の提出について、協定書に違反しているものがあつた。
- サ 施設管理事故による損害賠償があつた。(5件)
- シ 備品使用簿、物品出納計算書及び物品現在高調書の金額に誤りがあつた。  
(2件)
- ス 備品照合点検票が作成されていなかった。(2件)
- セ 備品使用簿、物品出納計算書及び物品現在高調書に未整理のものがあつた。
- ソ 車両の損傷による損害賠償があつた。

(1) 監査対象箇所	監査年月日
公益財団法人富山県消防協会	令和5年10月30日
公立大学法人富山県立大学	令和5年10月31日
学校法人荒井学園	令和5年10月18日
学校法人清光学園	令和5年10月17日
学校法人片山学園	令和5年10月13日
社会福祉法人富山県社会福祉協議会	令和5年10月10日
社会福祉法人城端敬寿会	令和5年10月24日
社会福祉法人伏木会	令和5年10月25日
社会福祉法人富山県聴覚障害者協会	令和5年10月13日
公益財団法人富山県健康づくり財団	令和5年10月13日

## (2) 監査対象年度

令和4年度

## (3) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、また、その財政的援助等により所期の目的が達成されているかについて、監査対象団体から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監査したところ、おおむね適正に行われていると認められたが、一部において次のとおり留意改善すべき事項があったので、今後、一層適正な執行に努められたい。

### <<注意事項>>

ア 指定管理を受けた施設の管理に関する協定書に定められた維持管理に関する業務の一部を行っていなかった。